

各介護サービス事業者 代表者 様

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部
福祉基盤課

令和8年度「介護サービス情報の公表」の実施について

日ごろから、本市高齢者保健福祉行政の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険指定事業者として指定を受けて公表対象サービスを提供する事業所は、介護サービス情報について報告、訪問調査及び公表並びに公表手数料、調査手数料の納付が義務付けられています。今年度の情報公表制度の実施に当たっては、次の点に留意してご対応くださるようお願いいたします。

1 調査票提出について

調査票の提出等の事務手続きについては、相模原市指定情報公表センターホームページ(https://center.rakuraku.or.jp/service_office/sagamihara/index.html)を活用します。期日までに報告してください。

※ 今年度の訪問調査の対象とならない既存事業所であっても、市長への基本情報及び運営情報の報告は事業者の義務です。報告の内容は公表されることを前提に、内容を十分確認の上、報告してください。（報告内容が事実と相違している場合、虚偽報告として、介護保険法に基づく処分の対象となる場合があります。）

2 手数料の納付方法等について

納付可能な金融機関は納入通知書に記載がありますので、ご確認の上、納付くださるようお願いいたします（ゆうちょ銀行及び郵便局では納付することができません）。納付期限については、納入通知書に記載のとおりですので、期限内に必ず納付くださるようよろしくお願いいたします。

なお、詳細については、別添の『令和8年度「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等』の「4 公表手数料（公表事務に関する費用）」及び「5 調査手数料（調査事務に関する費用）」をご覧ください。

※ 今年度の訪問調査の対象とならない既存事業所でも、基本情報及び運営情報の公表事務にかかる情報公表手数料は必要となります。

※ 今年度中に廃止を予定している事業所については、相模原市指定情報公表センターホームページの「介護サービス事業所の方へ」内の書式ライブラリーに掲載されている『申出書（廃止・休止）』を同申出書に記載の提出期限までにご提出ください。

3 訪問調査について

（１）調査の対象

以下の年度に新規指定を受けたサービスが調査対象となります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 平成13年度（平成13年4月1日～平成14年3月31日）の新規指定② 平成16年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）の新規指定③ 平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）の新規指定④ 平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の新規指定⑤ 平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の新規指定⑥ 平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の新規指定⑦ 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の新規指定⑧ 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の新規指定⑨ 令和7年度3月（令和8年3月1日～令和8年3月31日）の新規指定⑩ 令和8年度の新規指定（令和8年4月1日～）※みなし指定以外⑪ 令和7年度の調査対象の事業所のうち、調査未実施の事業所 |
|---|

(注意点)

介護サービスと介護予防サービスで指定年度が異なっている場合、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、介護予防サービスのみが調査対象となっている場合、介護予防のみの調査は行わず、次年度以降に介護サービスと併せて調査を行います。

また、手数料におけるグループ内の複数のサービスで指定年度が異なっている場合、今後、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、主たるサービスに併せてグループ内の附帯サービスの調査を行いますのでご承知おきください。

(2) 調査の免除について(既存事業所)

調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により、次のア～オに規定する評価を令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に受審した事業所にあつては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることにより、情報公表制度に係る訪問調査の対象から除外されます。これは事業所自らが申し出ることによって適用し、申出がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

ア 福祉サービス第三者評価

イ 地域密着型サービス外部評価(実施回数緩和適用の事業所を含む)

ウ 介護サービス評価

エ 特定施設外部評価

オ その他、公正、客観性があると市が認めた評価

令和7年度中に上記アからオのいずれかの評価を受審し、調査の免除を希望する場合は、相模原市指定情報公表センターホームページの「介護サービス事業所の方へ」内の書式ライブラリーに掲載されている『介護サービス情報の公表制度における訪問調査免除申出書』を同申出書に記載の提出期限までにご提出ください。

※免除申出を行う場合は、後日免除の可否について通知いたしますので、通知があるまでは手数料の振込みはしないようお願いいたします。(免除になると手数料額が変更になるため)

(3) 調査日の予約

① 令和8年3月1日以降に新規指定を受けた事業所

計画通知書に記載の調査機関から調査日の調整の連絡(電話もしくはファックス)が入りますのでご対応願います。

② 既存事業所

相模原市指定情報公表センターホームページの「調査日予約システム」を利用して調査日を予約することができます。(計画通知書に記載してある「調査日の予約期間」内に予約してください。)

問合せ先
福祉基盤課
電話 042-769-9226